

令和 4年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-4 1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	4 目		
事業名称	児童扶養手当支給事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	8,856,009	2,952,003		20,000		5,884,006
補助事業						0
単独事業						0
令和3年度	9,248,213	3,082,737		20,000		6,145,476
増△減	△ 392,204	△ 130,734	0	0	0	△ 261,470

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 事業費	10,235,855	11,955,733	8,873,717	8,856,009	8,856,009	8,856,009
算 市債+一般財源	6,803,904	7,950,489	5,915,811	5,884,006	5,884,006	5,884,006
決 事業費	9,431,096	11,871,074	9,037,139			
算 市債+一般財源	6,251,734	7,921,442	5,972,842			

事業概要	児童扶養手当法及び関係法令等に基づき、ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給します。								
事業開始年度	昭和36年度								
根拠法令・方針決裁等	児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則								
事業目的・効果 (必要性)	ひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方に手当を支給することで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。 [手当額] 《全部支給》 児童1人のとき 43,160円 児童2人のとき 10,190円を加算 児童が3人以上の時、3人目以降1人につき 6,110円を加算 《一部支給》 児童1人のとき 43,150円～10,180円 児童2人のとき 10,180円～5,100円を加算 児童が3人以上の時、3人目以降1人につき 6,100円～3,060円を加算								
根拠・データ等	令和2年度支給実績(児童数)等								
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
支給対象児童数(全部支給)	単位	目標	184,863	118,304	130,998	118,017	118,017	118,017	118,017
	人	実績	174,270	127,029					
支給対象児童数(一部支給)	単位	目標	105,565	102,398	95,332	103,431	103,431	103,431	103,431
	人	実績	115,733	94,891					
支給対象児童数(第2子以降加算分)	単位	目標	136,692	99,646	105,118	96,997	96,997	96,997	96,997
	人	実績	139,626	103,966					
事業スケジュール	昭和36年度 事業開始 平成14年度 県から事務移譲 平成30年度 全部支給の所得制限限度額の引き上げ(平成30年8月分手当から実施) 令和元年度 手当の定時支給回数を年間3回(4か月に1回)から年間6回(2か月に1度)に変更 令和2年度 ひとり親の障害年金受給者についての併給調整方法の変更(令和3年3月分手当から実施)								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童扶養手当支給事業		8,856,009	9,248,213	▲ 392,204
	細事業合計		8,856,009	9,248,213	▲ 392,204	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	奥津 正仁	宮本 直幸	浅倉 裕基

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-4 2
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	4 目		
事業名称	児童扶養手当支給事務費					

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和 4 年度	94,654			186		94,468
補助事業						0
単独事業						0
令和 3 年度	90,310			134		90,176
増△減	4,344	0	0	52	0	4,292

歳出		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算	事業費	82,190	79,688	92,810	94,654	94,654	94,654
	市債+一般財源	82,017	79,514	92,636	94,468	94,468	94,468
決算	事業費	132,767	163,074	134,930			
	市債+一般財源	132,540	162,949	134,780			

事業概要	児童扶養手当支給事業の実施に伴い、経常的に発生する経費について執行します。							
事業開始年度	昭和36年度							
根拠法令・方針決裁等	児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則							
事業目的・効果 (必要性)	次の児童扶養手当支給事務に係る事務経費を執行し、事業の適正な執行や事務の効率化を図ります。 ・児童扶養手当に係る審査、認定、支給終了等の通知書の発送及び台帳作成（端末入力事務）等 ・児童扶養手当に係る未収債権管理事務							
根拠・データ等	令和2年度歳出実績							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支給対象児童数 (合計)	単位	目標	427,120	320,348	331,448	318,445	318,445	318,445
	人	実績	429,629	325,886				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	昭和36年度 事業開始 平成14年度 県から事務移譲 平成30年度 全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施） 令和元年度 手当の定時支給回数を年間3回（4か月に1回）から年間6回（2か月に1度）に変更 令和2年度 ひとり親の障害年金受給者についての併給調整方法の変更（令和3年3月分手当から実施）							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童扶養手当支給事務費	94,654	90,310	4,344	日額会計年度任用職員
	細事業合計	94,654	90,310	4,344		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	奥津 正仁	宮本 直幸	浅倉 裕基

令和 4年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-4 3
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	4 目		
事業名称	特別児童扶養手当支給事務費					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	53,575	27,930	0	54	0	25,591
補助事業						0
単独事業						0
令和3年度	55,877	30,060	0	54	0	25,763
増△減	△ 2,302	△ 2,130	0	0	0	△ 172

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 事業費	60,033	55,267	55,339	53,575	53,575	53,575
算 市債+一般財源	29,388	27,879	27,880	25,591	25,591	25,591
決 事業費	53,081	28,032	32,931			
算 市債+一般財源	20,974	△3,885	3,533			

事業概要	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給します。							
事業開始年度	昭和39年度							
根拠法令・方針決裁等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律							
事業目的・効果 (必要性)	<p>精神又は身体に障害を有する児童に対して福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。</p> <p>対象者：要件に該当する障害児を監護・養育する父、母又は父母に代わって養育している人 手当額：1級 52,500円 2級 34,970円 (令和2年4月現在) 支給方法：年3回 受給者本人口座振込 支給機関：厚生労働省</p> <p>具体的には、特別児童扶養手当に係る審査、認定、支給終了等の通知書等の発送及び台帳作成(端末入力事務等を実施します。)</p>							
根拠・データ等	3月末日時時点の受給者数(支給停止も含む)及び令和2年度歳出実績							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受給者数	単位	目標	7,632	7,301	6,979	6,671	6,671	6,671
	人	実績	7,632	7,301				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	昭和39年度 事業開始 平成27年度 県から事務移譲							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	特別児童扶養手当支給事務費	53,575	55,877	▲ 2,302	システム改修及び人材派遣委託料の減
	細事業合計	53,575	55,877	▲ 2,302		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	奥津 正仁	山本 英典	高橋 百合

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-4 4
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	4 目		
事業名称	児童手当支給事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	48,604,545	33,746,285	7,429,122	7,000		7,422,138
補助事業 単独事業						0
令和3年度	50,821,620	35,424,482	7,698,559	7,150		7,691,429
増△減	△ 2,217,075	△ 1,678,197	△ 269,437	△ 150	0	△ 269,291

歳出	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計
予算	55,376,345	8,356,414	63,732,759	53,549,390	8,091,430	61,640,820	52,573,120	7,948,369	60,521,489
決算	54,360,885	8,053,460	62,414,345	52,925,865	7,974,247	60,900,112	52,008,699	7,826,400	59,835,099

事業概要	中学校修了前の児童を養育している方に児童手当を支給します。							
事業開始年度	昭和46年度							
根拠法令・方針決裁等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則							
事業目的・効果 (必要性)	<p>家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促します。</p> <p>[手当額] 《3歳未満》 児童1人につき、月額 15,000円 《3歳以上小学校修了前》 児童1人につき、月額 10,000円、ただし、第3子以降は月額15,000円 《中学生》 児童1人につき、月額 10,000円 《所得制限以上》 中学生以下の児童一人につき、特例給付として月額5,000円 (所得制限：夫婦と児童二人世帯、年収960万円程度、扶養親族数に応じて加減。 児童手当法改正により、令和4年10月支給分から特例給付の対象者のうち、その所得の額が一定の額以上の方が支給対象外となる。)</p>							
根拠・データ等								
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支給対象児童数(児童手当)	単位	目標	4,313,995	4,228,636	4,016,671	3,992,721	3,992,721	3,992,721
	人	実績	4,224,943	4,143,407				
支給対象児童数(特例給付)	単位	目標	984,504	994,846	1,133,953	827,723	827,723	827,723
	人	実績	1,054,872	1,094,073				
支給対象児童数(合計)	単位	目標	5,298,499	5,223,482	5,150,624	4,820,444	4,820,444	4,820,444
	人	実績	5,279,815	5,237,480				
事業スケジュール	昭和46年度 事業開始 平成22～23年度 子ども手当として支給 平成24年度 改正後の児童手当法に基づく事業開始 令和4年度 10月支給分から児童手当法の一部改正 (特例給付のうち一部の高所得者を支給対象外とする)							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童手当支給事業		48,604,545	50,821,620	▲ 2,217,075
	細事業合計		48,604,545	50,821,620	▲ 2,217,075	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	奥津 正仁	岡林 宏暁	沼田 真希

令和 4年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-4 5
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	4 目		
事業名称	児童手当支給事務費					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	484,855	41,251		253		443,351
補助事業						0
単独事業						0
令和3年度	476,095	62,000	0	252		413,843
増△減	8,760	△ 20,749	0	1	0	29,508

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予 事業費	436,097	442,133	477,669	484,855	484,855	484,855
算 市債+一般財源	435,884	441,913	477,555	443,351	443,351	443,351
決 事業費	384,569	381,534	429,130			
算 市債+一般財源	380,367	381,375	429,039			

事業概要	中学校修了前の児童を養育している方に児童手当を支給します。							
事業開始年度	昭和46年度							
根拠法令・方針決裁等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則							
事業目的・効果 (必要性)	<p>家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給します。</p> <p>具体的には、以下の項目を実施します。 新規認定・現況届受付・審査・認定・支給終了等の通知書発送及び台帳作成(端末入力事務)・管理等 児童手当制度の見直しの実施に当たり、令和4年度の施行時に必要なシステム改修 ICT総合調整に伴うシステム改修、標準化に向けたコンサルティング委託</p>							
根拠・データ等	令和2年度歳出実績							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
支給対象児童数(合計)	単位	目標	5,298,499	5,223,482	5,150,624	4,820,444	4,820,444	4,820,444
	人	実績	5,279,815	5,237,480				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	昭和46年度 事業開始 平成22～23年度 子ども手当として支給 平成24年度 改正後の児童手当法に基づく事業開始 令和4年度 10月支給分から児童手当法の一部改正 (特例給付のうち一部の高所得者を支給対象外とする)							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童手当支給事務費		484,855	476,095	8,760
	細事業合計		484,855	476,095	8,760	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	奥津 正仁	岡林 宏暁	沼田 真希